

別表第1（第2条関係）

交付金の交付の対象となる事業	交付対象経費	交付金の額	交付対象要件
C02 固定量マイレージ	<p>森林吸収源対策に寄与する以下の行為に係る経費（領収書等で単価や費用、仕様等が確認できる経費に限る）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 照明設備のLED化 2 県産材木製品の購入 3 庭木（木本類）の購入 4 その他市長が認めるもの 	<p>交付対象経費と認証を受けた固定量（1t-CO2）当たり4,500円を乗じた額のいずれか低い額。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。</p>	<p>（1）認証を受けた日から1年以内に申請書を提出すること。</p> <p>（2）県のC02認証の対象となった行為に対し、他の補助金の交付を受けていないこと。</p> <p>（3）領収書等で単価、費用、仕様等が確認できること。</p> <p>（4）市税等の滞納がないこと。</p> <p>（5）志布志市内に木造建築物を建築し、C02固定量認証を受けた志布志市内の建築主であること。</p>